平成２４年（フ）第２５０号
愛知県豊橋市大村町字橋元23番地の３
破産者　横地　澄治
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３号
兵庫県洲本市本町４丁目２番28号　テラス細工町605号室、開始決定時兵庫県洲本市千草丙203番地１
破産者　横道　義春
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第６２５号
広島県安芸高田市八千代町上根1089番地
破産者　升田　竜治
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７号
徳島県吉野川市鴨島町西麻植字新田５番地14
破産者　井原　久美
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９号
愛媛県松山市道後湯之町４―12　ロイヤル道後1002号、住民票上の住所愛媛県松山市小栗１丁目５番９号
破産者　池田　千尋
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７４号
愛媛県松山市西石井３丁目15番７号
破産者　一色　　誠
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６６号
高知県四万十市安並2830番地
破産者　敷地　雄一
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第２２号
福岡県飯塚市楽市384番地１　プレステージ楽市Ａ202、前住所香川県高松市香西南町187番地２
破産者　岡部　康浩
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第４８号
熊本県人吉市相良町1025―１高村住宅５号、住民票上の住所宮崎県都城市鷹尾３丁目18街区24号
破産者　金井　英俊
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第８１号
鹿児島県姶良市加治木町港町131番地122
破産者　上　　秀和
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
鹿児島県霧島市隼人町真孝847番地６　グリーンハイツ103、開始決定時の住所鹿児島県霧島市隼人町住吉1580番地５
破産者　安山　京一
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目17番18―10号
破産者　野間口實男
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第５９２号
横浜市青葉区つつじが丘24番地９ホワイトキューブＢ―１、開始決定時の住所横浜市青葉区梅が丘24番地１　レクセルガーデン藤が丘303
破産者　大前　惠子
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６８号
神奈川県海老名市柏ケ谷701番地の１　かしわ台クラルテ721号、開始決定時の住所神奈川県大和市南林間３丁目５番２号
破産者　山田　　浩
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３号
新潟市中央区関屋田町２丁目187番地１
破産者　田中　　昭
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４号
新潟市西区真砂２丁目15番１号、開始決定時の住所新潟市西区松海が丘４丁目４番８号
破産者　青柳　　実
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部